

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況（概要）

＜令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況について＞

- 1 (1) D評価の事業で、増額要求を行っているもの (3事業)
 - ・ 令和5年度－14 労災診療被災労働者援護事業補助事業費
 - ・ 令和5年度－25 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費
 - ・ 令和5年度－42 個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業
- (2) D評価の事業で、減額要求を行っているもの (1事業)
 - ・ 令和5年度－32 働く女性の健康支援事業
- 2 (1) B評価の事業で、増額要求を行っているもの (1事業)
 - ・ 令和5年度－13 労災特別介護施設運営費・設置経費
- (2) B評価の事業で、減額要求を行っているもの (2事業)
 - ・ 令和5年度－19 職場における受動喫煙対策事業
 - ・ 令和5年度－37 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し
- 3 (1) A評価の事業で、増額要求を行っているもの (19事業)
 - ・ 令和5年度－1 外科後処置等経費
 - ・ 令和5年度－2 義肢等補装具支給経費
 - ・ 令和5年度－4 社会復帰特別対策援護経費
 - ・ 令和5年度－7 労災疾病臨床研究事業費補助金事業
 - ・ 令和5年度－12 長期家族介護者に対する援護経費
 - ・ 令和5年度－15 過労死等防止対策推進経費
 - ・ 令和5年度－16 安全衛生啓発指導等経費
 - ・ 令和5年度－17 職業病予防対策の推進
 - ・ 令和5年度－20 職場における化学物質管理促進のための総合対策
 - ・ 令和5年度－26 建設業等における労働災害防止対策費
 - ・ 令和5年度－27 第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進）
 - ・ 令和5年度－30 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等
 - ・ 令和5年度－33 外国人技能実習機構交付金
 - ・ 令和5年度－34 労働災害防止対策費補助金経費
 - ・ 令和5年度－35 産業医学振興経費

- ・ 令和５年度－36 未払賃金立替払事務実施費
- ・ 令和５年度－39 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組
- ・ 令和５年度－41 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費
- ・ 令和５年度－43 雇用労働相談センター設置・運営経費

(2) A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの (17 事業)

- ・ 令和５年度－３ 特殊疾病アフターケア実施費
- ・ 令和５年度－５ C0 中毒患者に係る特別対策事業経費
- ・ 令和５年度－６ 独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費
- ・ 令和５年度－８ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費
- ・ 令和５年度－９ 労災就学等援護経費
- ・ 令和５年度－10 労災ケアサポート事業経費
- ・ 令和５年度－11 休業補償特別援護経費
- ・ 令和５年度－18 じん肺等対策事業
- ・ 令和５年度－21 産業保健活動総合支援事業
- ・ 令和５年度－22 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
- ・ 令和５年度－23 メンタルヘルス対策等事業
- ・ 令和５年度－24 治療と仕事の両立支援事業
- ・ 令和５年度－28 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業
- ・ 令和５年度－29 機械等に起因する災害防止対策費
- ・ 令和５年度－31 家内労働安全衛生管理費
- ・ 令和５年度－38 テレワーク普及促進等対策
- ・ 令和５年度－40 中小企業退職金共済事業経費

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【D評価の事業で、増額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	令和6年度 予 算 額 (①)	令和7年度 要 求 額 (②)
14	14	D	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災保険指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	令和5年度については、労災保険指定医療機関数が前年度より149件の増加にとどまり、アウトカム指標である300件の増加を達成できなかったことから、D評価となった。 令和5年度の新規指定件数と指定取消件数の動向を確認したところ、新規指定件数が1093件、指定取消件数が944件と、新規指定件数は同水準であったが、指定取消件数が前年度よりも約130件増加したことから、未達成の原因は医療機関の廃止等による指定取消件数の増加などによるものと考えられる。 D評価を踏まえた改善策として、都道府県労働局における従来の労災保険指定医療機関増加に向けた取組に加えて、令和6年度は、労災保険指定医療機関の指定手続に係るリーフレットを作成し、厚生労働省のHPに掲載するほか、都道府県労働局における指定勧奨のツールとして活用することとした。また、(公財)労災保険情報センターにおいては、本事業の周知の一環として、新規に開設した医療機関を対象に、労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨を行うこととした。その実施については、日本医師会に対し、都道府県医師会等への周知を依頼した。これらの取組により、アウトカム指標の達成を目指すこととする。 令和7年度概算要求については、執行実績を踏まえると貸付原資となる補助金の交付額の増加が見込まれることから、所要額を精査し、増額要求を行うこととした。	3,018,558	3,022,781
25	25	D	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	(1)職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。 (2)ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	パワーハラスメントに係る労働者からの相談、事業主への指導等の件数は年々増加していることから、労働者のメンタルヘルス等、心のケアに関する相談対応や指導を行う雇用均等指導員(パワーハラスメント対策担当)を増員要求している。 また、ハラスメント事業が生じた企業に対し、専門家が企業の人事労務担当者からの相談に応じ、速やかにハラスメント事業を解決するための対応策を助言するとともに、企業の対応力強化のためのマニュアル作成を行う事業を新たに実施する経費について増額している。 なお、事業拡充のため、事業全体としては増額となっているが、カスタマーハラスメント及び就活ハラスメントの被害者からの相談対応事業については、労働局に寄せられるハラスメントに係る相談実績の増及びD評価であったこと等を踏まえ、雇用均等指導員を増員して都道府県労働局の相談窓口に集約する見直しを実施することとした。	187,819	240,103
42	42	D	個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談コーナーの運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 ⑤多言語相談支援	個別労働紛争対策費については、比較的解決に結びつきやすい典型的なパワハラの問題について、労働施策総合推進法の全面施行以降は同法の制度(紛争解決の援助である助言・指導や調停)で対応し個別労働関係紛争解決制度では対応しなくなったこと、また、働き方の変化や企業の人事制度の見直しが進む中で労働条件の引き下げや解雇等といった解決が難しい助言・指導申出件数が増加したことが改善率低下につながり目標が未達成となったものと考えられる。このような解決が難しい事業を相手方の理解・任意の協力を促し解決に至らせるために、個別労働紛争解決促進法に基づく個別労働紛争解決制度という事業スキームを担う総合労働相談員等の担当職員について能力・知見の抜本的な底上げを図る見直しを行った。 具体的には、担当職員の能力・知見の抜本的な底上げを図るために、労働法を専門とする弁護士や大学教授による研修によって労働関係の法令・判例の最新の知識を適時に習得する研修を拡充するための予算を増額要求したほか、相談に対応するための新たな法令・判例等をまとめた資料の配付を行う予定としている。 多言語相談支援事業については、企業の経済活動の緩やかな回復傾向等を背景に、外国人労働者の相談件数は増加(アウトプット指標達成)した。また、当事業について広く周知を行ったこと等により、相談件数全体に占める多言語コンタクトセンター等の利用率(アウトカム指標)についても、目標を達成した。引き続き、多言語での相談対応ができる体制を整備するとともに、必要な者が利用できるよう利用促進に努める。 令和7年度概算要求においては、個別労働紛争対策費については上記を踏まえ増額要求を、多言語相談支援事業については執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を、全体としては増額要求を行うこととした。	1,509,668	1,520,294

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【D評価の事業で、減額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	令和6年度 予 算 額 (①)	令和7年度 要 求 額 (②)
32	32	D	働く女性の健康支援事業	①女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策や、母性健康管理を推進する。 ②雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するシステムの運用、改修等に関する事業を実施する。	① 令和5年度においては、メールによる相談者のアンケート回答に係るアウトカム指標について、法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が終了したことから相談者の意に叶った回答とはならなかった回答があり、達成できずD評価となった。 令和6年度においては、妊娠・出産等を経て働き続ける女性の増加に伴い、その労働環境の改善に資する情報を事業主、労働者双方に提供するために、引き続き適正に事業を実施するとともに、D評価を踏まえた見直しとして、アウトカム指標であるメールによる相談者のアンケート回答数が少ない現状から、アンケート回収率向上のためのアンケート未回答者へのフォローの早期実施等、アンケートの実施方法を更に見直すこととした。 令和7年度概算要求については、女性の活躍促進を図るため、女性労働者が健康で働き続けることができるよう支援が必要とされていることを踏まえ、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理のみならず女性労働者の月経、更年期等のライフステージごとの健康課題についても、事業主向けパンフレット作成配布、ヘルスリテラシー向上のための動画配信等の周知啓発、情報提供を行うこととして事業名を変更し、所要額を精査のうえ、必要な要求を行った。 ②令和5年度においては、母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停について、登録件数割合についてのアウトプット指標及び調停開始から終了までの期間についてのアウトカム指標を達成した。 令和7年度概算要求について、システムの運用、改善等における所要額を精査の上、必要な要求を行った。今後もシステムへの登録をさらに促して参りたい。	106,282	99,207

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【B評価の事業で、増額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	令和6年度 予 算 額 (①)	令和7年度 要 求 額 (②)
13	13	B	労災特別介護施設運営費・設置経費	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。	令和5年度について、アウトカム指標は達成することができたものの、アウトプット指標については、死亡や長期入院等による退去者数が昨年度に比べ増加し、新規入居者数を上回っていることである(退去者88名、入居者61名)。そのため目標を達成することができず、全体としてB評価となった。 令和6年度については、都道府県労働局や市町村等の行政機関へ協力依頼を行うこれまでの取組のほか、令和5年度より施設紹介動画を作成してHPIに公表したり、過去に問い合わせをいただいた者に対して、改めて入居勧奨を行うなどの取組を実施している。また、入居促進の改善のため、これまで施設ごとにしか新規入居者数等の目標を設定していなかったが、令和6年度からは8施設全体で入居率90%達成を目指して取り組むこととし、そのため、入居促進の取組状況について定期的に確認し、効果の検証を行い、見直すべきところは見直しを行いより効果的な入居促進に取り組むことで、入居率の改善に努めていく。 令和7年度概算要求においては、施設設置経費について、緊急性の高い修繕を優先する等必要な工事案件を精査して削減を行ったが、施設運営費について、近年の人件費の増加や、光熱水料の上昇があり、全体としては増額要求となった。	2,303,544	2,453,011

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	令和6年度 予 算 額 (①)	令和7年度 要 求 額 (②)
19	19	B	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場からの喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導等を実施するとともに、喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	前年度までの予算の執行実績を踏まえて所要額を精査した結果、減額して予算要求を行うこととした。	212,620	193,792
37	37	B	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	令和5年度については、働き方改革支援助成金については令和5年度の支給決定件数が、働き方・休み方改善ポータルサイトについては企業診断・社員診断件数が、アウトプット指標で定めた件数に及ばなかったことから、B評価となった。 令和7年度については、働き方改革推進支援助成金については令和5年度の執行実績を踏まえて予算要求を行い、働き方・休み方改善ポータルサイトについては、企業診断・社員診断における指標の見直しを行ったところであり、この新たな診断指標をインターネット広告や企業等へのメールマガジン等により積極的な周知を行うこととし、これに必要な予算要求を行った。	9,759,258	9,520,761

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【A評価の事業で、増額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	過重労働の解 消及び仕事と 生活の調和の 実現に向けた 働き方・休み方 の見直し	令和7年度 要 求 額 (②)
1	1	A	外科後処置等経費	外科後処置により障害(補償)等給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	手術等に要する費用が高額となる事例が増えたことにより執行額が増加したことから所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	30,723	40,578
2	2	A	義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。	義肢補装具費単価の高騰や執行実績を踏まえ、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	3,621,871	3,794,468
4	4	A	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の資金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	振動障害者社会復帰援護金の支給対象者が増えたことにより執行額が増加したことから、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	290,574	307,564
7	7	A	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見いだし、診断等における技術水準の向上を図る。	成果目標を達成しているところであるが、職場における化学物質管理に関する総合対策に係る保護具関係の研究を行うため、増額している。	992,837	1,052,794
12	12	A	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	成果目標を達成しているところであり、執行実績を踏まえて所要額を精査の上、予算要求を行うこととする。	46,000	49,000
15	15	A	過労死等防止対策推進経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ ①過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるための周知・啓発 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」 ③過労死等の労働問題等について理解が深まるよう啓発するため、過労死遺族や労働問題の専門家の講師派遣 ④過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会等を実施する。	成果目標を達成しているところであるが、過労死等防止対策のより効果的な周知広報に向け、周知方法を見直し、ポスター等の紙媒体を減する一方で、動画サイトへの広告を予定することから、増額要求を行った。	199,753	219,953

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【A評価の事業で、増額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	過重労働の解 消及び仕事と 生活の調和の 実現に向けた 働き方・休み方 の見直し	令和7年度 要 求 額 (②)
16	16	A	安全衛生啓発指導等経費	・事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るための表彰等の実施や災害防止活動を効果的に促進させるため指導等を行う。 ・「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条ただし書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供等に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。また、労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮するために、申請書類のチェックや不備書類の返送及び督促等を外部委託する。	成果目標を達成しているところであるが、技能講習修了証明書発行事業において、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムとの連携に対応するため、また、個人事業者等の安全衛生対策をはじめとする第14次労働災害防止計画に掲げる重点事項等に関する周知啓発のための説明会を行うため、増額している。	1,016,296	1,171,576
17	17	A	職業病予防対策の推進	・東電福島第一原発において廃炉作業に従事する者の被ばく管理徹底のため、作業届について、被ばく防護措置が適切であることの確認や指導等を実施するとともに、事故の収束に当たった緊急作業従事者の被ばく線量等に関するデータベースの運用を行う。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。 ・眼の水晶体の被ばく限度を引き下げた改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月1日から施行されたことを踏まえ、医療機関の事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。 ・職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを運営し、暑さ指数(WBGT値)の正確な把握と実測値に応じた対応方法や主要産業別の対策の好事例を周知啓発する等、職場環境に起因する職業病予防対策を推進する。	新規事業(エックス線装置取扱者向けの安全衛生教育ツールの作成及び当該ツールを使用した教育にかかる周知啓発実施)にかかる経費について増額している。 既存事業については、同規模若しくは内容見直しによる減額の要求を行うこととした。	422,443	432,076
20	20	A	職場における化学物質管理促進のための総合対策	・事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置、業種別・製品別の化学物質対策の化学物質管理者向け教材の開発、化学物質の自律的管理のための適切な測定方法等の調査を行う。 ・保護具の適切な選定、着用等の促進のため、皮膚障害等防止用保護具の選定基準に係るマニュアル策定や、呼吸用保護具の性能を確保するための買取試験、個人ばく露濃度測定に要する費用の補助等を行う。	・新規事業(防マスク等の構造規格の見直しに向けた調査研究、化学物質の危険有害性情報の通知の電子化・標準化補助金)に係る経費について増額している。 ・既存事業については、執行実績を踏まえて所要額を精査の上、予算要求をしている。	409,174	832,703
26	26	A	建設業等における労働災害防止対策費	・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や研修会等を実施する。 ・改正労働安全衛生規則の施行に向けた制度周知を図るため、周知用パンフレットを作成し、本パンフレットを都道府県労働局等に発送する。 ・建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施や建設現場における技術指導等を通し、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。	成果目標を達成しているところであり、執行実績を踏まえて所要額を精査の上、予算要求を行うこととする。	209,578	209,583

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【A評価の事業で、増額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	過重労働の解 消及び仕事と 生活の調和の 実現に向けた 働き方・休み方 の見直し	令和7年度 要 求 額 (②)
27	27	A	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進)	・転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。 ・高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。 ・外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家による対面支援・指導等を実施する。	・新規事業(エイジフレンドリー補助金について、中小企業事業者が専門家を活用した事業場内のリスクアセスメントの実施に要した経費及びその結果に基づき効果的な労働災害防止対策を講じた際の経費を補助対象)に係る経費について増額要求している。 ・既存事業については、執行実績を踏まえて所要額を精査の上、予算要求をしている。	943,179	986,233
30	30	A	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	自動車運転者の労働時間改善のため、周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトの継続運用、時間外上限規制等の周知広報等を行う。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報・意見交換を行う。	成果目標を達成しているところであるが、自動車運転者等について、商慣行の改善を通じた長時間労働の削減をより一層図っていくために、当該事業について予算を増額している。	181,065	196,207
33	33	A	外国人技能実習機構交付金	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの)等を実施するための経費	育成就労制度の創設を見据え、法施行と同時に外国人育成就労機構に改組される外国人技能実習機構におけるシステム体制の強化を行うために予算の増額をしている。	1,241,293	1,249,296
34	34	A	労働災害防止対策費補助金経費	労働災害防止の観点においては、事業主による自主的な労働災害防止活動を促進させることが不可欠である。このため、事業主による自主的な取組を支援する団体である中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会及び船員災害防止協会に対して助成を行うことで、労働災害防止活動を進展させ、以て職場における労働者の安全及び衛生の確保を図る。	農業労働者の増加や高齢化等により、農業における労働災害は増加傾向にあることから、中小農業事業者の安全衛生活動支援を行うため、新規事業として増額要求を行うこととした。 地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業において、重点支部として石川を追加するため、増額要求を行うこととした。 その他の既存事業については、同規模若しくは内容見直しによる減額要求を行うこととした。	2,373,652	2,429,613
35	35	A	産業医学振興経費	労働安全衛生法の制定により産業医制度が職場の健康管理の中核として位置づけられているところ、産業医の養成、産業医学の振興及び水準向上について専門に取り組んでいる産業医学振興財団及び産業医科大学への助成を行うことで、職場における労働者の健康確保を図る。	産業医科大学の学生に貸与する修学資金について、産業医養成過程からの離脱者減少に伴って返還金が減少しているため、補助金額が本来の年間所要額(約21億円)に近づいていることから、増額要求を行うこととした。 また、産業保健に従事する保健師等の産業保健スタッフが必要な研修等が受けられる体制を整備するため、新規事業として増額要求を行うこととした。	5,208,852	5,410,411

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【A評価の事業で、増額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	過重労働の解 消及び仕事と 生活の調和の 実現に向けた 働き方・休み方 の見直し	令和7年度 要 求 額 (②)
36	36	A	未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費等である。	直近の執行実績が増加していること等から、対象労働者への迅速・確実な救済を行うため、未払賃金立替払の原資(補助金)の積み増し等により、増額要求を行うこととした。	11,069,648	15,060,093
39	39	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進するため、各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行うことに加え、医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営を行う。	令和6年度より医師の時間外労働上限規制が適用され、医療勤務環境改善支援センターにおいては、医師の働き方改革に加え、医療機関の勤務環境改善のために多様なニーズに対応することが求められる。そのために必要な体制の確保及び支援力向上のため、アドバイザーに係る謝金、研修に要する経費等を必要な経費として増額要求を行っている。	905,679	926,303
41	41	A	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において労働政策に関する総合的な研究、労働に関する事務に従事する者に対する研修を行うために必要な経費である。 また、独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	安全衛生確保に資する研究・研修の拡充及び研修施設(労働大学校、S57年竣工)の老朽化に伴う施設劣化状況調査に必要な経費について増額要求を行っている。	144,582	182,909
43	43	A	雇用労働相談センター設置・運営経費	国家戦略特別区域において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	令和7年度中に新たに北海道センター(仮称)を新設予定であることから、新設分について増額要求している。 なお、既存センター設置に係る費用については、執行実績等を踏まえ所要額を精査し、減額要求を行うこととした。	296,907	322,149

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	令和6年度 予 算 額 (①)	令和7年度 要 求 額 (②)
3	3	A	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	執行実績を踏まえて所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。	3,399,972	3,330,881
5	5	A	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	494,199	494,117
6	6	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図る。 また、療養施設等の整備等を行う。	労働者健康安全機構の運営費については、算定ルールに基づき、対前年度から減額して要求している。 また、施設整備費については、緊急性、必要性等を精査し、対前年度から減額して要求している。	13,593,087	13,135,743
8	8	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	5,444	5,124
9	9	A	労災就学等援護経費	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,356,752	2,281,905
10	10	A	労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	令和4年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、令和5年度から令和7年度までの3カ年契約を締結しており、令和7年度は所要額(契約額)を要求する。	428,768	428,768
11	11	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	939	910

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	令和6年度 予 算 額 (①)	令和7年度 要 求 額 (②)
18	18	A	じん肺等対策事業	・「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びにじん肺健康診断の着実な実施を図るため講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。 ・建築物の解体時の石綿漏洩防止対策に係る周知啓発として、石綿特設ウェブサイトの運用や、石綿含有の有無を調査するための資格を有した事前調査者に対する石綿則の改正や最新の分析方法などの知識を提供するための啓発用動画の作成等を行う。また、解体現場等における個人サンプラー測定等による石綿濃度測定や、市場に流通する成形品等の石綿含有を確認するため買取り試験を実施する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,423,397	2,277,287
21	21	A	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施、また、事業主団体等が中小企業等に対して提供した産業保健サービスに要した費用の助成等を行うなど、事業場の産業保健活動を支援する。	執行実績等を踏まえて事業内容・所要額を精査の結果、減額要求を行うこととした。	4,876,631	4,858,502
22	22	A	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。 36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。 労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。	執行実績等を踏まえ、事業内容・所要額等の見直しの結果、減額要求を行うこととした。	2,410,237	2,316,976
23	23	A	メンタルヘルス対策等事業	職場におけるメンタルヘルス対策等を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供や、電話・メール等による相談、メンタルヘルス・シンポジウムの開催等を実施する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	319,960	299,513
24	24	A	治療と職業生活の両立支援事業	治療と仕事の両立支援に係るポータルサイトの運営、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。	執行実績等を踏まえて事業内容・所要額を精査の結果、減額要求を行うこととした。	109,575	103,659

社会復帰促進等事業に関する令和5年度評価の令和7年度概算要求への反映状況

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

6年度 PDCA 評価番 号	5年度 PDCA 評価番 号	令和5 年度評 価	事業名	令和6年度事業概要	令和7年度概算要求への反映状況	令和6年度 予 算 額 (①)	令和7年度 要 求 額 (②)
28	28	A	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理したマニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施するほか、新規入職者向けの安全衛生教材を作成する。 また、林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等の巡回等を行う。	新規入職者向けの安全衛生教材の作成が完了することにより、当該費用を減額している。	53,087	29,686
29	29	A	機械等に起因する災害防止対策費	・スマート保安の推進のため、ボイラー等を対象とする性能検査について、FFS(供用適正評価)に基づく維持基準のあり方等の検討を行う。 ・構造規格への適合が義務付けられた機械等の安全性を確保するため、市場に流通している機械等の買取試験を実施する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	650,026	649,088
31	31	A	家内労働安全衛生管理費	家内労働者の災害防止及び職業性疾病的の予防を図るため、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	25,311	22,093
38	38	A	テレワーク普及促進等対策	テレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	71,124	64,271
40	40	A	中小企業退職金共済事業経費	中小企業における退職金制度確立に向けて中小企業退職金共済制度への新規加入を促進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対して、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	中退共の新規加入見込みの減少により減額要求となった。	1,443,457	1,383,181